(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、マイレージ割引におけるポイントの付与は、本割引を適用した後の料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。

１．(3)㉓ト中、「首都圏北部発着型」を「関東北部発着型」に改める。

１．(3)㉓ト(ハ)のうち、「平成24年９月１日から同年12月３日まで。」を「平成25年９月６日から同年11月25日まで。」に改める。

１．(3)㉓トのうち、(ニ)(a)を次のとおり改める。

(a)　首都圏発着型の出発及び到着エリア

関越自動車道の練馬インターチェンジから坂戸西スマートインターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）のあきる野インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

１．(3)㉓ト(ホ)に「なお、マイレージ割引におけるポイントの付与は、本割引を適用した後の料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。」を加える。

１．(3)㉓チを次のとおり改める。

チ　じょんのび新潟・秋の週末チケット

(イ)　割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間に、(ニ)に定めるインターチェンジ相互間を通行（８回までの通行に限る。）するＥＴＣ車を除く自動車のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引を適用した通行料金を支払う場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　　種	料金の合計額
軽自動車等	3,400円
普通車	4,200円

(ハ)　実施する期間

平成25年９月６日から同年11月25日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成25年９月17日、平成25年９月24日、平成25年10月15日及び平成25年11月５日。

(ニ)　適用インターチェンジ

磐越自動車道の津川インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟亀田インターチェンジから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の妙高高原インターチェンジから上越高田インターチェンジまで及び北陸自動車道の新潟西インターチェンジから親不知インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

１．(3)㉓のうち、タの次に次のとおり加える。

レ　新潟めぐり・秋の週末フリーパス

(イ)　割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大２日間に、(ニ)に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　　種	料金の合計額
軽自動車等	2,500円
普通車	3,200円

(ハ)　実施する期間

平成25年９月６日から同年11月25日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成25年９月17日、平成25年９月24日、平成25年10月15日及び平成25年11月５日。

(ニ)　適用インターチェンジ

磐越自動車道の津川インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟亀田インターチェンジから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の妙高高原インターチェンジから上越高田インターチェンジまで及び北陸自動車道の新潟西インターチェンジから親不知インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、マイレージ割引におけるポイントの付与は、本割引を適用した後の料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。

ソ　長野道・上信越道おかげさまで20周年記念パス

(イ)　割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大３日間に、(ニ)(a)に定めるインターチェンジから(ニ)(b)に定めるインターチェンジまで往復し、(ニ)(b)に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　　種	料金の合計額
軽自動車等	5,200円
普通車	6,500円

(ハ)　実施する期間

平成25年10月１日から同年12月１日まで。

(ニ)　適用インターチェンジ

(a)　出発及び到着エリア

関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）のあきる野インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

(b)　周遊エリア

上信越自動車道の碓氷軽井沢インターチェンジから信濃町インターチェンジまで及び長野自動車道の安曇野インターチェンジから更埴インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。